

## 令和6年 特別区人事委員会勧告の概要について

## 1 特徴

(1) 職員の給与が民間従業員の給与を下回っている状況にあることから、その公民較差 11,029円(2.89%)の解消のため、初任給\*及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げ

※ 改定後の初任給220,000円(I類事務)

(2) 職員の特別給(期末・勤勉手当)が民間従業員の特別給を0.22月分下回っている状況にあることから、特別給を0.2月分引上げ(現行4.65月→4.85月)

(3) 上記(1)(2)により、特別区職員の平均年間給与\*は、約26万7千円の増

※ 「特別区職員の平均年間給与」は、民間給与との比較を行った職員(行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員(新規採用を除く))についての令和6年4月1日現在の数値

## 2 国及び東京都の勧告状況

## 【月例給】

区分	特別区(R6.10.9)	東京都(R6.10.18)	国(人事院)(R6.8.8)
公民較差	11,029円(2.89%)	10,595円(2.59%)	11,183円(2.76%)
現行平均給与	382,163円	408,830円	405,378円
平均年齢	38.8歳	41.5歳	42.1歳
改定内容	引上げ	引上げ	引上げ

## 【特別給(期末・勤勉手当)】

区分	特別区(R6.10.9)	東京都(R6.10.18)	国(人事院)(R6.8.8)
支給月数	4.85月(0.20月) (現行4.65月)	4.85月(0.20月) (現行4.65月)	4.60月(0.10月) (現行4.50月)

## 3 改定等の内容

項目	主な内容	実施時期
給料表	① 初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ ② 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ	令和6年4月1日
特別給(期末・勤勉手当)	① 現行4.65月→4.85月に引上げ(0.2月分引上げ) ② 引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分	改正条例の公布の日
扶養手当	① 配偶者等に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ ② 配偶者等:6,000円→廃止、子:9,000円→10,500円	令和7年4月1日 ※受給者への影響を最小限にする観点から、改正は令和7年から令和9年にかけて段階的に実施

## 4 その他の主な意見等について

項 目	内 容
人事・給与制度に関する意見	
人事・給与制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時代に応じた採用制度の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を見据えた人材確保・育成策の検討</li> <li>・ 採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施</li> <li>・ 採用PR等の戦略的な展開</li> <li>・ 障害者の雇用促進</li> <li>・ 専門人材の活用</li> </ul> </li> <li>○人材の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価制度の適切な運用</li> <li>・ 若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成</li> <li>・ 管理職を担う者の人材育成</li> <li>・ 女性活躍の推進</li> <li>・ 時代に適応した組織マネジメントの確立</li> <li>・ 高年齢層職員の能力及び経験の活用</li> </ul> </li> </ul>
勤務環境の整備等に関する意見	
誰もが活躍できる勤務環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員のやりがいや意欲を高める環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務環境の制度・整備等</li> <li>・ 仕事と生活の両立支援</li> </ul> </li> <li>○魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間労働の是正</li> <li>・ 年次有給休暇の取得促進</li> <li>・ メンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ ゼロ・ハラスメント対策</li> </ul> </li> </ul>
区民からの信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス意識の醸成・向上</li> <li>・ 職員からの通報制度の整備への積極的な取組</li> </ul>